

## 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項及び新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例（平成13年新潟県条例第96号。以下「条例」という。）第14条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和 7 年 8 月 1 日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 募集する事項

#### (1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター

イ 対象業務

条例第15条各号に掲げる指定管理者が行う業務

#### (2) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

### 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成するグループとし、個人での申請は受け付けない。また、申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 新潟県から指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）、民事再生法（平成11年法律第 225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(4) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(5) 経営状況が健全であること。

(6) 新潟県に本社、主たる事務所を置く又は置こうとするものであること。

(7) 指定管理者になろうとする法人等及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(8) 営利を目的とする者でないこと。ただし、共同申請の構成員となることは、診療所の非営利性の確保と公平性が担保されることを条件に可能である。

単独で応募した法人等は、共同申請の構成員になることはできない。また、複数の共同申請の構成員に同時になることはできない。

### 3 募集に関する必要な事項を示す場所

#### (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の配布場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県観光文化スポーツ部スポーツ課スポーツ施設係

電話番号 025-280-5935（直通）

#### (2) 募集要項の配布方法

前記 3 (1) の配布場所で配布する。

※ 本件募集要項等は、新潟県ホームページからも入手が可能

#### (3) 申請書類の提出期間

令和 7 年 8 月 27 日（水）から 9 月 5 日（金）午後 5 時まで

### 4 その他

(1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補の選定 審査基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。

(3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は募集要項等による。